

第34回  
会津美里町農業委員会定例総会

令和5年9月20日 水曜日 9時30分

会津美里町役場本庁舎2階 大会議室

会津美里町農業委員会

第34回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和5年9月20日 水曜日 9時30分～10時00分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	2番 眞鍋 伸太郎
	3番 村松 祐一	
	4番 諏訪 栄一	
	5番 野中 充	
	6番 松本 晋平	
	7番 佐藤 孝夫	
		8番 福田 真実
		9番 柴崎 陽
		10番 大井 豊記
	11番 間船 一男	
	12番 松本 吉弥	
	推進委員 元木 博人	推進委員 本名 京子
		推進委員 佐藤 和人
	推進委員 山田 幸市	推進委員 眞部 剛
		推進委員 齋藤 仁
		推進委員 佐藤 健一
		推進委員 齋藤 武美
		推進委員 佐々木 宏光
		推進委員 山内 祐太郎
	農業委員 8名出席／12名	
	推進委員 2名出席／10名	
4. 議事録署名人	1番 渡部 稔	3番 村松 祐一

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局次長

後藤 淳

係長

田邊 実千代

主査

廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局次長 会議の前に、ご報告いたします。本日、2番 眞鍋伸太郎 委員、8番 福田真実 委員、9番 柴崎陽 委員、10番 大井豊記 委員、から欠席の届けがありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局次長 それでは、ただいまから、第34回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

( 松本会長 挨拶 )

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。  
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。  
1番 渡部稔 委員、3番 村松祐一 委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。  
次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 ( 会務の報告 )

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

( 質疑なし )

議 長 なければ会務報告を終わります。  
それでは、議事に入ります。

## 【農地法第3条関係】

議 長 議案第 119 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 21 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。  
申請農地は、立石田字立行事〇〇番 畑で〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人が遠隔地のため、譲受人が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は 10a あたり 60,000 円となります。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号 22 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。  
申請農地は、永井野字岩ノ神〇〇番畑で〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人が耕作不便のため、譲受人が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は無償となります。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号 23 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。  
申請農地は、字新油田〇〇番 外〇筆 畑で〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡人が農業廃止のため、譲受人が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は総額で〇〇円となります。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。説明は以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは審議に入ります。  
議案第 119 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。  
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 119 号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

## 【農地法第5条関係】

議 長 次に議案第120号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について を  
審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号10番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。  
申請農地は東尾岐字台〇〇番 田で〇〇㎡であります。移転時期及び価格は  
許可日以降で、価格については、1㎡あたり〇〇円であります。権利移転の理  
由ですが、農業用倉庫で追認であります。顛末書については提出済みです。工  
事着工及び完成年月日は、許可日以降から令和5年10月31日です。建築物  
の名称及び面積は、農業用倉庫〇〇㎡、雪捨て場・通路〇〇㎡です。権利は所  
有権移転であります。説明は以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、  
出席委員から報告を求めます。松本晋平 委員より報告願います。

松本(晋)委員 農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。  
令和5年9月8日午後1時30分から調査を行いました。出席者は、申請代理  
人の行政書士、町農業委員会より、齋藤仁委員と私、事務局の廣谷主査により  
調査を実施しております。転用目的は農業用倉庫で、追認案件です。  
申請地は、昭和58年頃、譲渡人の親族と譲受人の親族との間で、農地法の許  
可を得ずに売買契約を交わし、譲受人の親族が農業用倉庫を建築してしまっ  
たものです。そのため、現在に至るまで所有権移転の登記ができず、登記簿上  
の所有者が〇〇さんのままであることから、このたび、権利関係を是正し、農  
地法上の適正な手続を経るため、農地転用許可申請を行うものです。付近への  
被害防止策ですが、申請地は北側と東側に間知石積が施され、西側にはコンク  
リートが打設されているため、土砂流出の恐れはありません。農業用排水施  
設への影響ですが、汚水は発生せず、雨水は自然地下浸透及び東側水路に放流  
するため支障ありません。その他周辺農地への影響ですが、申請地は、西側を  
県道、北側は農道をはさんで第三者の宅地、東側は水路及び農道、南側は譲受  
人所有の雑種地に隣接しているため、農地の分断等は発生せず、影響はありま  
せん。以上、ご報告いたします。

議 長 出席委員の報告が終わりました。  
それでは質疑に入ります。議案第120号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。  
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願  
います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 120 号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに  
決定いたしました。

### 農用地利用集積計画【利用権設定】

議 長 次に、議案第 121 号を審議いたします。本案件は、利用権の設定でありますの  
で、説明を省略し審議したいと思います。ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。  
それでは、議案第 121 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は  
挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 383 番まで原案のとおり決定いたします。

### 【遊休農地にかかる非農地の決定について】

議 長 次に、議案第 122 号 遊休農地にかかる非農地の決定について を審議いた  
します。事務局説明願います。

事務局次長 通し番号 29 番・30 番、農地の所在は、旭無量字沼田原〇〇番 外〇筆です。地目、面積、現況確認日等については一覧表のとおりです。所有者は〇〇さんです。現地確認については、農業委員会より委員 2 名と事務局で現地調査をしております。その結果、山林とすることが妥当との判断であります。説明は以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。  
本件は現地調査を行っておりますので、出席委員からの報告を求めます。  
通し番号 29 番から 30 番について、元木博人委員より報告願います。

元木委員 非農地判断のための現地調査についてご報告を申し上げます。  
通し番号 29 番・30 番、非農地化希望申請者は〇〇さんです。当該地については、農地法の運用について第 4（2）の所有者からの申請に基づき、令和 5 年 8 月 28 日午前 9 時から現地を調査いたしました。出席者は土地所有者の親族 〇〇さん、調査委員は、村松祐一委員と私、事務局から田邊係長の立ち合いにより現地調査を行いました。判断基準は、農地法の運用について第 4（4）に基づき判断いたしました。  
旭無量字沼田原〇〇番 外〇筆は、長岡集落から約 1.5 km 南側の山あい位置しております。現地を精査し、申請人より聞き取りをしたところ、〇筆とも未整備の農地であり、申請人の前の代から 50 年以上耕作していないため、雑草が生い茂り、一部杉が植栽されて山林化しておりました。また、作業道も狭く、大型耕作用機械は通行できない状況にあります。よって、当該農地は周辺の山林化により、復元するのがかなり困難な農地として判断いたしました。申請地は山林に囲まれているため、他の農地への影響はありません。  
旭無量字沼田原〇〇番 外〇筆について、非農地・山林が妥当であると判断いたしました。以上、ご報告申し上げます。

議 長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。  
議案第 122 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。  
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 122 号は原案のとおり決定いたしました。  
以上で議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。  
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法と  
したいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第 119 号から第 121 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 119 号は、6 件の届け出がありました。詳細については、相続案件な  
ので省略いたします。

【現況確認証明書の交付について】

事務局次長 申請人は、町外不在者〇〇さん 不在者財産管理人 司法書士。申請地は、  
字家東甲〇〇番 外〇筆 田が〇〇㎡、畑が〇〇㎡ 合計で〇〇㎡でありま  
す。申請理由は、所有権移転登記に際し、当該地が農地法で定める農地の定義  
から外れていることの証明が必要なためです。  
福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領に基づき、農業委員・推進委員 3 名、  
本人及び事務局で現地を確認しております。その結果、現地は原野であるとの  
判断であります。

【農振地域整備計画への変更意見】

事務局次長 受付番号 2 番、計画者は、〇〇さん、所有者は、〇〇さん。申出の土地は藤  
家館字沖ノ館〇〇番 畑で〇〇㎡です。変更事由は、一般住宅用地とするも  
ので、農業振興地域農用地区域からの除外であります。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。報告第 121 号については、現地調査を行っておりますので出席員より報告を求めます。受付番号 1 番について、山田幸市 委員より報告願います。

山 田 委 員 現況確認証明のための現地調査について報告を申し上げます。  
受付番号 1 番、申請者は町外不在者 ○○さん 不在者財産管理人 司法書士です。当該地については、土地所有者からの申請に基づき、令和 5 年 9 月 8 日午後 3 時から調査を行いました。出席者は、申請者の司法書士、調査委員は、間船委員、佐藤健一委員と私、事務局から廣谷主査により現地調査をしております。判断基準は、農地法第 2 条第 1 項及び「農地法の運用について」第 4 の（4）に基づき判断いたしました。  
申請地は、原野の様相を呈しており、20 年以上前から耕作されておらず、周辺の土地についても、現在は河川工事の土砂置場として利用されている状況であることから、農地として復元しても、継続的な利用が見込まれない土地であることを確認いたしました。また、周囲に農地はなく、他の農地への影響はありません。そこで、会津美里町字家東甲○○番 外○筆については、現況・原野であると判断いたしました。以上、ご報告申し上げます。

議 長 報告が終わりました。それでは報告事項について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。  
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第 34 回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。

《 10 : 00 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名する。

令和5年9月20日

議 長 \_\_\_\_\_  
( 松本 吉弥 )

議事録署名人 \_\_\_\_\_  
( 1番 渡部 稔 )

議事録署名人 \_\_\_\_\_  
( 3番 村松 祐一 )